

組合員 各位

日本繊維輸出組合
日本繊維輸入組合
事務局

暫八の輸入期間延長申請に関する報告票のご提出について

平素は当組合の事業に格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 10 月に財務省関税局業務課に対し提出いたしました、新型コロナウイルスに係る「関税暫定措置法第八条における製品輸入期間の延長について（要望）」につきましては、既に財務省関税局業務課より 9 地区の税関に対し周知いただいているところではありますが、本件に関する申請が実際に発生するタイミングにおきまして、改めて財務省関税局業務課より 9 地区の税関に対し、具体的な事例を示し要望内容等につきまして周知いただける事になっております。

つきましては、本件に関する申請を予定されている方におかれましては、申請内容等につきまして別紙「報告票」にご記入いただき、情報提供いただけますと幸甚です。お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

日本繊維輸入組合・日本繊維輸出組合

電話：03-3270-0791（担当：神谷、森）

06-6202-5575（担当：竹内、西垣）